

## 持続可能な農業の振興に関する調査 経済民生常任委員長報告

経済民生常任委員会において行いました「持続可能な農業の振興に関する調査」の経過並びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

本市の基幹産業である農業の従事者数は、高齢化、後継者不足、農業を取り巻く情勢の変化などにより、年々減少しており、担い手不足が深刻な課題となっております。

当委員会では、安心して農業に従事することができる継続的な対策が必要であることから「持続可能な農業の振興に関する調査」を調査項目と決定し、令和5年10月より計28回の委員会を開催しました。

この間、市当局から詳細な説明を聴取するとともに、市内の野菜及び果樹の生産状況について現地調査を実施いたしました。

また、参考人として、福島大学食農学類の荒井聡教授を招致し、担い手不足に歯止めをかけるために本市が取り組むべき対策などについて聴取したほか、果樹農家の大内徹也氏・美千代氏、野菜農家の今野拓也氏、米農家の丹野友幸氏より、農家としての取組状況や今後、継続的に営農していくにあたり必要な支援等について聴取いたしました。

さらに、スマート農業、農産物のブランド化、新規就農者支援等の先進事例を調査するため、栃木県宇都宮市、山梨県甲府市、愛知県豊橋市、長野県長野市、群馬県高崎市及び新潟県長岡市への行政視察を実施するなど、詳細に調査いたしました。

以下、調査の結果についてご報告申し上げます。

はじめに、本市の農業の現状と課題について申し上げます。

本市の令和3年の農業産出額約 181.3 億円のうち、全体の約6割に当たる 112.2 億円を果実が占めております。果実の農業産出額の内訳は、多い順に桃、日本なし、りんごで、特に桃は市町村別で全国2位、日本なしは全国1位であります。さらに、ブドウ、さくらんぼ、柿など様々な果実が生産されており、果実は福島市において重要な農産物であり、フルーツ王国ふくしまたる所以であります。

しかしながら、農業の担い手である農家数、基幹的農業従事者数の推移については、平成27年から令和2年の間で農家数は5,960戸から4,976戸に、基幹的農業従事者数は5,681人から4,469人に減少しており、さらに基幹的農業従事者の平均年齢は、同期間で67.8歳から68.3歳に上昇するなど、高齢化が進んでおります。

このような農業者の減少の要因は、後継者や若手の担い手不足、市場価格の変動などによる農業収入の減少、近年の気候変動や自然災害の増加などの環境変化による農業の不安定化、意欲の低下などが考えられます。

また、自らの創意工夫に基づいた経営の改善計画を作成し、市町村等から認定を受けた認定農業者数の推移では、国において経営所得安定対策や税制度、融資などにより支援をしているものの、過去10年間では、平成30年度の523人をピークに、令和4年度には508人に減少しております。

一方、新規就農者の推移では、令和3年度は28人、令和4年度は41人、令和5年度は46人と右肩上がりに増加しており、特に30代、40代の就農者が増加している傾向にあります。

しかし、新規就農者の離農率は、過去5年間で平均11.1%となっており、その要因として、金銭的な理由や農業の理想と現実のギャップなどが考えられ、その解消にはより一層の補助や支援、相談体制の充実が求められています。

次に、本市の農業振興における主な取組について申し上げます。

新規就農者は、栽培に関する技術や知識が不足し、営農の初期段階で収益を上げられずに挫折するケースは少なくありません。このような課題解消に向け、本市では令和3年度より、安定した農業経営ができるよう「フレッシュ農家さん」が「センパイ農家さん」から農業技術や経営などの指導を受けることができる農業メンター事業に取り組んでおります。

また、後継者のいない樹園地では、離農時に樹木を伐採する農業者が多数を占める一方、果樹栽培を希望する就農者においては、一から樹を植え、実がつくようになるまで育てることはハードルが高く、成木園になるまでに無収入期間が続くことから、就農を諦めてしまうことが課題として挙げられます。このような課題解消のため、樹園地継承システムにより離農者と新規就農者のマッチングを図っております。

さらに、新規就農者支援のあぐりっしゅサポートパッケージにおいては、「就農相談」として、市当局が窓口になり、常時、県やJAふくしま未来、農業委員会等と情報を共有し、合同研修会を実施することで相談者がスムーズに就農できるようサポートし、「体験・研修」として、就職情報提供サイトを活用した体験研修を実施し、「営農・定着」として、営農資金、農業機械・施設等の導入、農地取得の支援を行うなど、3段階で新規就農者の確保、定着への支援を行っております。

そして、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、高齢化や人口減少の本格化に伴う農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、地域の農地が適切に利用されなくなることへの対策を図っております。

加えて、令和3、4年度に農業者、学識経験者、農業関係機関を構成メンバ

一とする福島市スマート農業検討会を設置し、データ駆動型農業とスマート農機の導入の2本柱で、スマート農業実演会を開催するなど、検証結果の共有を図り、ICTを活用した農業を推進しております。

当委員会で行った現地調査においても、スマート農業の活用状況として、特殊農業用フィルムを活用した、高糖度、高栄養価のフルーツトマトの栽培状況を確認しましたが、高額な初期の設備投資が課題となっております。

次に、参考人招致により得られた内容について申し上げます。

荒井参考人からは、自治体が認めた認定農業者は、国や県から重点的に支援を受けられるが、定年帰農者や高齢の農業者など多様な農業者への支援は、市町村が行わなければならないという意見を聴取いたしました。

大内徹也参考人からは、親からの継承ではない新規就農者は、農地を見つけることが困難であり、作物に合った農地の確保がスムーズな就農につながることで、また、大内美千代参考人からは、女性就農者の活躍には、女性が相談しやすい経営アドバイザーや先輩農業経営者とのつながりの場が必要であるとの意見があり、実態に沿った支援が求められております。

今野参考人からは、ICTやAIを導入したスマート農業を行うことで、長年の経験や勘に頼ることなく、水や肥料の使用量を自動で最適化することができ、生産効率を大幅に向上できるとの意見があり、スマート農業の有効性を認識しました。

丹野参考人からは、人口減少の中で労働力不足は大きな課題であり、法人化した企業への就職は社会保障、将来への不安解消、労働環境などからも魅力があり安心して選択できるため、人材確保のための法人化は有効であるとの意見を聴取いたしました。

以上の調査結果を踏まえ、持続可能な農業の振興のため、担い手確保、稼げ

る農業、持続可能性の3つの観点から次の13点について提言いたします。

はじめに、担い手確保の観点から5点申し上げます。

1点目は、新規就農者確保のための部局横断での連携についてであります。

担い手不足は、喫緊の課題であり、新規就農者の確保は急務であります。

長野市では、首都圏における観光や移住者向けイベントに合わせ、就農相談を開催するなど、全市一体となりPR活動を実施しております。

本市においても、市内外からの新規就農者確保のため、福島で農業を行うことの魅力を広く広報し、観光や移住定住部局との連携を強化すべきであります。

2点目は、農業体験事業と連動した就農への理解促進のためのインターンシップ制度と菜園が可能な空き家を利活用した体験施設の設置についてであります。

一定期間実践的な農業を体験することにより、就農のイメージが高まり、学生等への就労先として選択肢となりうることから、農業の魅力を伝える機会の創出の場となる体験施設を設置すべきであります。

3点目は、経営が安定しない時期の離農防止のための新規就農者の状況に応じた伴走型支援の強化についてであります。

大内徹也参考人からは、実状に沿った農地の斡旋、技術の相談等、その都度相談して解決してくれる世話焼き担当者の存在が就農への安心感につながるとして、相談役という形の伴走型支援の重要性について意見がありました。こうした支援は農業の承継にあたり重要なことから一層強化すべきであります。

4点目は、多様な担い手への支援についてであります。

認定農業者、女性就農者、兼業農家、定年退職後の就農者など、多種多様な就農者の存在は、地域農業を支える上で重要であります。セカンドキャリアとして就農する中高年世代向けの補助や支援制度の創設などを例として、多様な

担い手それぞれについて、きめ細やかな支援を推進すべきであります。

5点目は、農業と他の仕事や趣味（X）を組み合わせた半農半Xへの支援についてであります。

多様な担い手の確保のため、仕事はしつつも農ある暮らしに憧れを持つ方などを対象に、農業用機械の貸し出しや新しいライフスタイルの実践を支援し、農業の維持、発展を目指すべきであります。

次に、稼げる農業の観点から4点申し上げます。

1点目は、農業所得向上のための農産物のブランド化の一層の強化についてであります。

魅力ある本市の果物のブランド化により付加価値を付け、首都圏やECサイトなどの新たな販路の拡大を図るとともに、競合他産地との差別化を図り、新たなブランド認証マーク制度を創設すべきであります。

2点目は、魅力ある本市農産物の発信のための人材活用とSNSによる戦略的広報についてであります。

高崎市では、大手広告企業と連携し、ユーチューブチャンネル「農チューブ高崎」を開設し、また、テレビドラマ番組制作により、幅広い世代に農業への関心を高め販路拡大につなげております。本市においても、こうした取組を参考に発信力のある人材を活用し、ユーチューブやインスタグラムなどのSNSによる戦略的な広報を行うべきであります。

3点目は、試験研究機関及び大学等との連携による果物以外の農産物の発掘とブランドの確立についてであります。

りんごやブドウなどの生産が盛んな長野市では、日本では珍しいヘーゼルナッツの栽培に取り組み、農産物の発掘とブランドの確立を目指しております。また、埼玉県深谷市の「深谷ねぎ」、宮崎県の「国産アボカド」、農林水産省の

地理的表示（G I）保護制度に登録された昭和村などの「昭和かすみ草」など多くの成功例があります。

本市においても、昭和 54 年に品種登録された桃の「あかつき」は、本県を代表する主力品種であり、近年はいちごの「ゆうやけベリー」など確立されたブランドがありますが、果物以外の農産物の発掘も必要であるため、本市の気候や土壌を研究し、独自の農産物の発掘と新たなブランドの確立に努めるべきであります。

4 点目は、地元農産物の一層の販路拡大とさらなる地産地消の推進についてであります。

地産地消は、消費者に近く新鮮な農産物を迅速に提供することができ、物流コストが削減されるため環境負荷が低く、そのメリットは大きいものがあります。

豊橋市では、農業者と地元の飲食店、菓子店とのマッチングによる地産地消の推進が図られており、こうした生産者と飲食店や消費者を結びつける取組を実施し、地元農産物の一層の販路拡大とさらなる地産地消を推進すべきであります。

最後に、持続可能性の観点から 4 点申し上げます。

1 点目は、スマート農業の先進技術の導入促進と利用者の拡大についてであります。

農家数、基幹的農業従事者数の減少に歯止めがかからない中で、農業者の作業負担は増加しております。解決策の 1 つとして、生産効率を高めるためのスマート農業の先進技術の導入推進に向け、積極的な支援を行うとともに補助事業を拡大し、さらなるスマート機器の利用者の拡大を図るべきであります。

2 点目は、スマート農業を体験できる施設の整備についてであります。

次世代農業推進拠点施設を整備している長岡市では、スマート農業に関する様々な機器を実際に操作し、農作業の負担軽減や生産性向上を体感、実感してもらう研修を行っております。本市においても、こうした事例を参考にスマート農業を体験できる施設を整備すべきであります。

3点目は、環境保全農業の推進についてであります。

国において、みどりの食料システム戦略を策定し、持続可能な食料システムの構築に向け環境負荷軽減の推進を図っております。

特別栽培米への取組が全国トップクラスの長岡市では、化学肥料や化学農薬の使用を低減した環境保全米ブランドを立ち上げたことにより、高付加価値化、所得向上、販路拡大につながっております。本市においても、化学農薬の使用量低減や有機農業の推進、支援により環境保全農業の推進を図るべきであります。

4点目は、気候変動への対応に基づいた持続可能な農業を行うための事業の推進拡大についてであります。

近年の急激な地球温暖化等による気候変動への対応は急務であることから、本市においては、環境負荷を低減するため燃油を使用しない暖房設備等の導入費を一部支援する施設園芸エネルギー転換支援事業を実施し、さらに、スマート農業の技術を活用しております。異常気象や気候変動に対応した持続可能な農業を行ううえで、温室効果ガスの排出抑制につながるこうした事業についてさらなる推進拡大を図るべきであります。

以上、担い手確保、稼げる農業、持続可能性の大きく3つの観点から提言をいたしました。調査期間中の令和6年6月に食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律が施行されました。

基本法の改正内容については、気候変動を踏まえた新たな理念に、農業の環

境負荷低減を掲げ、生産性や付加価値の向上による農業の持続的な発展や地域社会の維持に向けた農村の振興を図ることなどについて、調査でとりまとめた視点、提言内容に通じるものでありました。

そのため、平成 13 年 6 月に本市初の議員提出議案により制定された福島市農業・農村振興条例について基本法の改正内容を踏まえた改正を行うことといたしました。

次に条例改正の具体的な手順と経過について申し上げます。

本委員会におきましては、各種資料により基本法の改正内容について理解を深めるとともに、本条例の策定経過を確認し、他自治体の同様の条例について分析をいたしました。

さらに、参考人として東北農政局企画調整室の児玉史章室長を招致し、基本法の改正内容を聴取したほか、J Aふくしま未来佐久間英明代表理事専務より農業関連団体として改正の影響等について聴取しました。

その後、前文、条項についてそれぞれ関連法、所管事務調査における課題やその対策の条文への反映について委員間で検討を行い、改正内容についての協議を重ねました。

その結果、農業における環境負荷の低減、付加価値の向上、生産性の向上等を前文や条文に反映させることとし、また女性の活躍の推進、先端的な技術等を活用した生産性の向上、農地の保全に資する共同活動の促進を新たに設け、前文と 24 条からなる改正案を作成いたしました。

なお、改正案については市当局の意見も聴取し、その一部も改正内容に組み込むことといたしました。

こうした改正に基づく取組の推進などにより、本市農業のさらなる持続的発展を期待するものであります。

以上、条例改正の経過や論点について申し述べましたが、これらの協議、検討を経て作成された条例改正の素案は、パブリックコメントを経て改正案をまとめるにいたしました。

この福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例案につきましては、本定例会議において委員会提出の議案として提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に調査にあたりご協力いただきました皆様に厚く御礼を申し上げるとともに、詳細なる説明をいただいた市当局に感謝申し上げます。

本市の基幹産業である農業の持続的発展は、本市自体の持続的発展につながることに他なりません。

今後の高齢化社会の進展や人口減少、気候変動などの困難な課題を克服し、いかなる状況においても魅力と活力にあふれ、次世代に向け成長するふるさと福島市であり続けることを祈念いたしまして、持続可能な農業の振興に関する調査の報告といたします。